

議員発案第 4 号

30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充等を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充等を求める意見書」を提出するものとする。

平成22年7月2日 提出

提出者 三条市議会議員 西川重則

賛成者 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 藤田博史

30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充等を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきた。しかし、昨今の教育現場では、いじめや不登校、暴力行為など深刻な問題を抱え、その解決のためにも、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子供の個性を大切に、共に学ぶ教育へと転換していくことが求められている。

そのためには、学級編制基準を30人以下に縮小することを始め、子供たちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要であると考えます。

また、特別支援教育や食教育、健康教育の充実、読書活動の推進、地域に根ざした教育の推進のためにも、国が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、教育課題に十分対応できるよう適正に教職員を配置すべきと考えます。

さらに、中越大震災及び中越沖地震を経験した子供たちへの心のケアのため、政府は2004年度から教育復興加配教員を継続して加配されたことにより、一人一人の子供たちにきめ細かく対応でき、子供たちが徐々に明るさを取り戻していった多くの事例のように、地域の実情と子供たちの実態に応じて弾力的な教職員加配をすることは極めて重要である。

機会均等に一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請である。これを担保し、教育水準の維持向上を図ることを目的とした人材確保法があるが、この法律の趣旨や理念に逆行する形で教育賃金の縮減が続いている。教員の1時間当たりの給与額は、一般行政職を大きく下回っているのが実態であり、人材を確保できなければ、教育水準が低下することは明らかである。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのものである。義務教育費国庫負担制度は、それらを実現し、教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するために設けられたものであり、地方への多大な負担を課すことなく義務教育の基盤や環境をつくっていくことは、国の責務である。

こうした教育の基本理念と現状を考慮され、豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項について法改正及び財源措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づけている少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育職員の人材を確保するための給与改善を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月2日

三条市議会議長 下 村 喜 作

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣